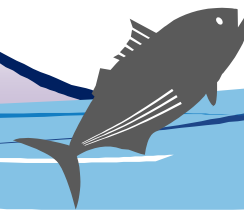


まちづくり回覧板

～みんなで作る自治基本条例～

式五



平成25年10月

「自治基本条例・大ワールドカフェ」を開催しました！

平成25年9月15日（日）午後1時から焼津市文化会館・小ホールにて、約120名の参加者のもと「焼津市自治基本条例・大ワールドカフェ」を開催しました。

これまで自治基本条例づくりの取り組みの節目で開催してきた「大ワールドカフェ」も3回目となりました。

今回は、「『オール焼津』で自治基本条例とこれからのまちづくりについて考える」と題して、約1年9ヶ月の活動成果としての「市民会議案」のお披露目とそれについての意見交換を主な内容としました。

前・後半の2部構成で行われ、前半の「情報共有の時間」では、①市民会議から「市民会議案」の報告、②市議会から議会改革の取り組みについての報告、③市長から「市民会議案」へのコメントを聴き、さらに、アドバイザーの相模女子大学松下教授から三者の報告についての解説をいただきました。このように、市民・議会・行政の三者がそろってプレゼンテーションしたのは、市の歴史の中でも初めての画期的な試みでした。

報告では、議会からは、これまでの様々

な議会改革の取り組みの報告とともに、集大成として議会基本条例の制定にむけ協議していること、市長からは、行政に関する内容についてのコメントと市民会議の提案の多くは共感できるとのお話をいただきました。松下教授からは、市民会議案の見どころと市民案検討の中でのP1活動など、自ら考え、行動する文化をつくり上げてきたことに高い評価をいただきました。

後半の「対話の時間」では16テーブルに分かれ5～6人で「前半の報告を聞いて心に残ったこと・考えたこと」をお互いに出し合い、お茶やお菓子とともにくつろいだ雰囲気でお話し合い、これからのまちづくりに大切なことを考えました。そして、各班の発表では、静岡福祉大学の学生も活躍しました（発表の要点は次ページを参照）。

最後に、今後に向けて松下教授から「まちをみんなで作っていく文化をつくるための条例。そういう文化を徐々に広げていく出発点」、副市長から「市役所の進化・イノベーション」、そして市長からは「この条例は信頼する文化をつくる新しい出発点」とのコメントや抱負が語られました。



16テーブルで焼津市の自治基本条例と これからのまちづくりについて考えました

各テーブル〔班〕の発表～話し合いで盛り上がったこと、一押しの意見など

【1班】

- ・市民一人ひとりが“自分のこと”という意識で、自治基本条例のことを考えてほしい。

【9班】

- ・まちに興味がない人の参加のハードルを下げたり、焼津をもっと好きになってもらうことが大事。

【2班】

- ・「事業者」が特徴という松下先生のコメントはうれしかった。
- ・条例ができた後の市民への説明が課題。

【10班】

- ・三つのキーワード。「自立」と「絆」それを結ぶ「情報発信」の大切さ。市民が意見を持つこと、狭い地域でのつながりが大切。

【3班】

- ・色々な意見が出たが、人と人とのつながりや、市民一人ひとりの考え方、市民の意識が重要という結論。

【11班】

- ・完成形がない条例。これから始まる条例。つなぐ役割の人が必要。「協働」は難しく考えず、自分がやれることから。

【4班】

- ・市民・議会・行政、それぞれの立場で条例を活用したい。今日は市長、議会の意思が感じられて良かった。

【12班】

- ・今回の条例は様々な市民の声を集めてつくったというが、条例が市民生活に不便をきたさないように。

【5班】

- ・メンバーの世代が色々で焼津への関わりも思いも色々。お互い理解するための場(ワールドカフェ)の継続が大事。

【13班】

- ・市民が対話する「市民会議」は素晴らしい。次世代を担う子どもの教育が重要。高齢者福祉をみんなで考えよう。

【6班】

- ・30・40代の一番働き盛り、子育て世代の参加が少ない。まちづくりに現役世代が参加しやすく。

【14班】

- ・市の予算の使われ方。市民意見も聴きながら無駄なく。市民の自助・共助も重要。この条例の浸透も課題。

【7班】

- ・「市民一人ひとりが考えて行動する」という意味のことを、メンバーそれぞれが自分の言葉で表現していた。

【15班】

- ・とにかく継続が大事。条例ができれば、市民一人一人『LOVE 焼津』条例を頭において生活するとよりよいまちになる。

【8班】

- ・若い人がもっと自治会に参加できると市民意見をより反映できるので。こういう場に議員さんも参加を。

【16班】

- ・自分の住むまちが好きで愛しているということが大事だという話で始まり、新しい行政や議会との関係も良いねという話になった。

発行 焼津市自治基本条例を考える市民会議
電話：054-626-2141（直通）

事務局：焼津市総務部政策企画課
E-mail：kikaku@city.yaizu.lg.jp